

平成 15 年 6 月期 レーダー級海上特殊無線技士試験問題

法規 12 間 } 24 間 1 時間
無線工学 12 間

法規

- [1] 次の文は、電波法に規定する「無線局」の定義であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局とは、無線設備及び□の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。」

1. 無線設備の操作を行う者
2. 無線局を運用する者
3. 無線通信を行う者
4. 無線設備の所有者

- [2] 再免許を受けた無線航行移動局の免許の有効期間は、次のどれか。

1. 無期限
2. 2 年
3. 3 年
4. 5 年

- [3] 船舶に設置する無線航行のためのレーダー（総務大臣が告示するものを除く。）は、電源電圧が定格電圧の（±）何パーセント以内において変動した場合においても安定に動作するものでなければならないか、無線設備規則に定める値を次のうちから選べ。

1. 2 パーセント以内
2. 5 パーセント以内
3. 10 パーセント以内
4. 20 パーセント以内

- [4] 無線従事者の免許証を返納しなければならないのは、どの場合か。

1. 5 年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
2. その業務に従事することを停止されたとき。
3. 無線従事者の免許の取消しを受けたとき。
4. 無線従事者の免許を受けてから 5 年を経過したとき。

- [5] 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか、次のうちから選べ。

1. 携帯する。
2. 通信室内に保管する。
3. 無線局に備え付ける。
4. 通信室の見やすい箇所に掲げる。

- [6] 次の文は、レーダー級海上特殊無線技士の無線設備の操作に関する電波法施行令の規定であるが、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で□に影響を及ぼさないものの技術操作」

1. 機能
2. 電波の質
3. 機器の性能
4. 空中線電力

法規

(7) 無線局を運用する場合において、識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）は、遭難通信を行う場合を除き、次のどれに記載されたところによらなければならぬか。

1. 免許証
2. 免許状
3. 無線局事項書
4. 無線局免許申請書

(8) 次の文の□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局には、正確な時計及び□、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならぬ。」

1. 明解な無線機器仕様書
2. 免許人の氏名又は名称を証する書類
3. 見やすい監視装置
4. 無線検査簿

(9) 総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要がある場合において、無線局に電波の発射を命じて行う検査では、何を検査するか、次のうちから選べ。

1. 発射する電波の質又は空中線電力
2. 送信装置の電源の変動率
3. 電波の変調度
4. 無線従事者の無線設備の操作の技能

(10) 無線従事者が総務大臣から3か月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合は、次のどれか。

1. 電波法に違反したとき。
2. 免許証を失ったとき。
3. 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
4. 選任されている無線局が運用停止の処分を受けたとき。

(11) 免許人は、免許状に記載された事項に変更を生じたときは、どのようにしなければならないか、次のうちから選べ。

1. その旨を報告する。
2. 再免許を申請する。
3. 免許状の訂正を受ける。
4. 直ちに届け出る。

(12) 無線局の免許がその効力を失ったとき、免許人であった者がその免許状についてとらなければならない措置は、次のどれか。

1. 直ちに廃棄する。
2. 1か月以内に返納する。
3. 適当な時期に返送する。
4. 2年間保管する。